

第三管区海上保安本部公示第25号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月22日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 茨城県潮来土木事務所
- （2）住 所 茨城県潮来市潮来1086-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

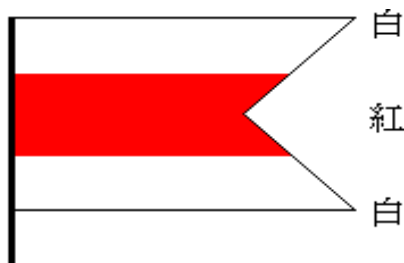
- （1）区 域 茨城県鹿嶋市神向寺外（区域図のとおり）
- （2）期 間 許可日から令和7年12月6日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

区域図

W1097

1050

鹿島灘

KASHIMA NADA

作業範囲：延長=12.6km、幅=1200m

N: 36-04-51
E: 140-36-39

N: 35-58-35
E: 140-40-02

東茨城郡
Higashi-Ibaraki

茨城県
Ibaraki

鉾田市
Hokota

行方市
Namegata

香取市
Katori

鹿嶋市
Kashima

神栖市
Kamisu

銚子市
Choshi

匝瑳市
Sosa

旭市
Asahi

注意
未発見の浅瀬などが
あり注意のこと。
この光波距離は、実効
距離または地理学的
距離である。

around charted shoals
caution.
this chart are the least
of geographic ranges.

千葉県
CHIBA

